

議案第 6 号

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

(1) 防災会議室

名称	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
			午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 3 時まで又は午後 4 時から午後 6 時まで)	夜間 (午後 7 時から午後 9 時まで)	延長使用料
防災会議室	洋室	50.7	1,700円	1,100円	1,100円	400円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後 1 時から午後 3 時まで）、午後（午後 4 時から午後 6 時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間 1 時間（1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(2) 男女平等推進センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				午前 (午前 9 時から正午まで)	延長使用料
杉並区立男女平等推進センター	集会室 2	洋室	52.3	1,700円	400円

付記 使用時間を延長して午前の後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り 1 時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(3) 区民事務所

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 3 時まで又は午後 4 時から午後 6 時まで)	夜間 (午後 7 時から午後 9 時まで)	延長使用料

					時から午後6時まで)		
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	37.8	1,200円	800円	800円	300円
	上井草会議室	洋室3	58.5	1,700円	1,100円	1,100円	400円
荻窪区民事務所	荻窪会議室	洋室	72.0	2,500円	1,600円	1,600円	600円
		和室	52.4	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	成田会議室	洋室	54.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
高円寺区民事務所	和田会議室	洋室	22.5	700円	400円	400円	100円
	高円寺中央会議室	洋室1	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
		洋室2	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
		和室	40.8	1,400円	900円	900円	300円
永福和泉区民事務所	桜上水北会議室	洋室1	26.0	800円	500円	500円	200円
		洋室2	26.0	800円	500円	500円	200円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(4) 障害者福祉会館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高円寺障害者交流館	集会室1	洋室	92.2	3,200円	2,100円	2,100円	800円
	集会室2	洋室	46.7	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	会議室	洋室	51.2	1,700円	1,100円	1,100円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(5) すぎのき生活園

名称	使用部	区別	広さ	使用料
----	-----	----	----	-----

	分		(平方メートル)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立すぎのき生活園	会議室	洋室	95.9	3,200円	2,100円	2,100円	800円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(6) 身体障害者通所施設

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立こすもす生活園	ホール	洋室	86.4	2,800円	1,900円	1,900円	700円
杉並区立なのはな生活園	会議室	洋室	79.6	2,500円	1,600円	1,600円	600円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(7) 高齢者活動支援センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料	
				夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室	51.4	1,100円	400円
	第2講座室	洋室	53.9	1,100円	400円
	多目的室	洋室	326.5	7,600円	2,800円

付記

- 1 使用時間を延長して夜間前の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(8) ゆうゆう館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室	29.4	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室	54.6	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう下高井戸館	集会室	洋室1	74.1	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	集会室	洋室2	32.0	1,000円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう西田館	集会室	和室	18.9	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室	47.5	1,600円	1,000円	1,000円	400円
杉並区立ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	和室	25.2	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室1	50.9	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室2	19.2	500円	300円	300円	100円
	多目的室	洋室	42.6	1,400円	900円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう阿佐谷館	集会室	和室	50.8	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室1	32.3	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室2	32.3	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室3	37.9	1,200円	800円	800円	300円
	集会室	洋室4	37.9	1,200円	800円	800円	300円
	多目的室	洋室	38.2	1,200円	800円	800円	300円
杉並区立ゆうゆう高円寺北館	集会室	洋室1	45.0	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室2	32.8	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室3	11.0	300円	200円	200円	100円
	講座室	洋室	45.0	1,600円	1,000円	1,000円	400円
杉並区立ゆうゆう大宮前館	集会室	洋室1	57.9	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室2	22.0	700円	400円	400円	100円

	集会室	洋室 3	23.7	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう方南館	集会室	和室	26.0	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室	38.4	1,200円	800円	800円	300円
杉並区立ゆうゆう荻窪館	集会室	和室	30.6	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室 1	51.2	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室 2	18.5	500円	300円	300円	100円
杉並区立ゆうゆう四宮館	集会室	洋室 1	56.4	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室 2	24.4	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう今川館	集会室	洋室 1	62.6	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	集会室	洋室 2	47.7	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	ホール	洋室	101.8	5,300円	3,500円	3,500円	1,300円
杉並区立ゆうゆう天沼館	集会室	洋室 1	55.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室 2	31.9	1,000円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう上高井戸館	集会室	和室	28.1	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室 1	51.2	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室 2	21.9	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室 1	75.4	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	集会室	洋室 2	55.7	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立ゆうゆう桃井館	集会室	和室	16.2	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室 1	46.2	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室 2	12.9	300円	200円	200円	100円
	多目的室	洋室	26.7	800円	500円	500円	200円
杉並区立ゆうゆう高円寺東館	集会室	洋室 1	59.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室 2	26.6	800円	500円	500円	200円
	多目的室	洋室	25.1	800円	500円	500円	200円
杉並区立ゆうゆう和田館	集会室	洋室 1	49.5	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室 2	40.5	1,400円	900円	900円	300円
	集会室	洋室 3	9.4	100円	100円	100円	100円

杉並区立ゆうゆう梅里堀ノ内館	集会室	和室	15.8	500円	300円	300円	100円
	集会室	洋室1	79.3	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	集会室	洋室2	22.0	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう和泉館	集会室	洋室1	45.1	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室2	23.8	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう高井戸西館	集会室	洋室1	59.2	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室2	38.3	1,200円	800円	800円	300円
	集会室	洋室3	21.0	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう西荻北館	集会室	洋室1	62.1	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	集会室	洋室2	23.8	700円	400円	400円	100円
	集会室	洋室3	33.2	1,000円	700円	700円	200円
杉並区立ゆうゆう高井戸東館	集会室	洋室1	57.4	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室2	31.1	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室3	18.9	500円	300円	300円	100円
杉並区立ゆうゆう井草館	集会室	洋室1	65.7	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	集会室	洋室2	27.7	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室3	16.9	500円	300円	300円	100円
杉並区立ゆうゆう善福寺館	集会室	和室	30.2	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室1	46.0	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室2	42.0	1,400円	900円	900円	300円
杉並区立ゆうゆう久我山館	集会室	洋室1	47.9	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室2	31.0	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室3	17.3	500円	300円	300円	100円
杉並区立ゆうゆう浜田山館	集会室	洋室1	54.9	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室2	26.7	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室3	24.1	700円	400円	400円	100円
杉並区立ゆうゆう下井草館	集会室	洋室1	77.5	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	集会室	洋室2	35.0	1,200円	800円	800円	300円
	集会室	洋室3	22.1	700円	400円	400円	100円
	多目的	洋室	45.4	1,600円	1,000円	1,000円	400円

	室						
杉並区立ゆうゆう永福館	集会室	洋室 1	53.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	集会室	洋室 2	30.7	1,000円	700円	700円	200円
	集会室	洋室 3	15.4	500円	300円	300円	100円
	多目的室	洋室	69.8	2,100円	1,400円	1,400円	500円
杉並区立ゆうゆう荻窪東館	集会室	洋室 1	46.0	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	集会室	洋室 2	29.3	800円	500円	500円	200円
	集会室	洋室 3	17.7	500円	300円	300円	100円
杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館	集会室	洋室 1	41.3	1,400円	900円	900円	300円
	集会室	洋室 2	44.6	1,400円	900円	900円	300円
	集会室	洋室 3	17.5	500円	300円	300円	100円
	講座室	洋室	38.4	1,200円	800円	800円	300円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(9) 保健医療センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立保健医療センター	講堂	洋室	110.6	3,900円	2,600円	2,600円	900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(10) 児童青少年センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料		延長使用料
				午前 (午前9時から正午まで)		
				1回当たり	1時間当たり	

杉並区立児童青少年センター	ホール	舞台を使用する場合	洋室	286.7	11,000円		2,900円
		舞台を使用しない場合	洋室	180.1	7,600円		1,900円
	集会室1		洋室	35.2	1,200円		300円
	スタジオ1		洋室	27.3		200円	
	スタジオ2		洋室	25.2		200円	
	スタジオ3		洋室	26.1		200円	
	体育室(1/3面)		洋室	188.9		300円	

付記

- 1 ホール又は集会室1を使用する場合において、使用時間を延長して午前の中の時間を使用するときは、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 スタジオ又は体育室を使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

(11) 児童館

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料				
				集会使用(1回当たり)			体育レクリエーション使用(1時間当たり)	
				午前 (午前10時から正午まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
							全面	半面
杉並区立大宮児童館	遊戯室	洋室	70.0		1,600円	600円		
杉並区立西荻北児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,600円	600円		
杉並区立善福寺児童館	遊戯室	洋室	162.0		3,800円	1,400円	700円	400円
杉並区立成田児童館	遊戯室	洋室	90.0		2,100円	800円	700円	400円
杉並区立高井戸児童館	遊戯室	洋室	200.5				700円	400円
杉並区立本天沼児童館	遊戯室	洋室	90.9		2,100円	800円	700円	400円
杉並区立天沼児童館	集会室	洋室	51.8	1,100円	1,100円	400円		
杉並区立四宮森児童館	遊戯室	洋室	216.0		5,000円	1,800円	700円	400円

杉並区立和田中央児童館	遊戯室	洋室	90.4		2,100円	800円	700円	400円
杉並区立方南児童館	遊戯室	洋室	160.4		3,800円	1,400円	700円	400円
杉並区立馬橋児童館	会議室	和室	21.6	400円	400円	100円		
	遊戯室	洋室	105.7		2,300円	800円	700円	400円
杉並区立阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	78.0		1,600円	600円		
杉並区立上高井戸児童館	遊戯室	洋室	109.0		2,300円	800円	700円	400円
杉並区立桃井児童館	多目的室	洋室	60.4	1,400円	1,400円	500円	700円	
	遊戯室	洋室	131.9		3,100円	1,100円	700円	400円
杉並区立荻窪児童館	遊戯室	洋室	117.9		2,600円	900円	700円	400円
杉並区立下高井戸児童館	遊戯室	洋室	97.2				700円	

付記

- 1 使用時間を延長して午前後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り1時間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 4 杉並区立四宮森児童館及び杉並区立下高井戸児童館の遊戯室を体育レクリエーション使用する場合の夜間の使用時間は、当分の間、午後7時から午後9時までとする。

(12) 子ども・子育てプラザ

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				集会使用(1回当たり)		体育レクリエーション使用 (1時間当たり)	
				夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
						全面	半面
杉並区立子ども・子育てプラザ和泉	遊戯室	洋室	135.8	3,100円	1,100円	700円	400円

付記

- 1 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

(13) 郷土博物館

--	--	--	--	--	--	--	--

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立郷土博物館	会議室	洋室	30.0	1,000円	700円	700円	200円

付記 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

第2条 杉並区立杉並会館条例(昭和42年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表(1)を次のように改める。

(1) 集会室等使用料

区分	使用料				
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	2時間当たり
第1集会室	1,400円	900円	900円	300円	
第2集会室	1,200円	800円	800円	300円	
第3集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
宴会室(芙蓉)					3,500円
宴会室(末広)					7,800円
宴会室(孔雀)					11,000円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 宴会室を使用する場合において、2時間に満たない時間は、これを2時間として表に掲げる使用料を徴収する。

第3条 杉並区立区民会館条例(昭和32年杉並区条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

（1）ホール等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 久我山会 館	ホール（平日）	6,500円	13,000円	13,000円	1,600円
	ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日）	6,500円	15,000円	15,000円	1,600円
	控室	500円	700円	500円	100円
杉並区立 方南会館	ホール（平日）	6,500円	13,000円	13,000円	1,600円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	6,500円	15,000円	15,000円	1,600円
杉並区立 浜田山会 館	ホール（平日）	6,800円	13,000円	13,000円	1,700円
	ホール（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日）	6,800円	16,000円	16,000円	1,700円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収する場合は、付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

（2）集会室等

名称	区分	使用料			延長使用料
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	

			午後6時まで)		
杉並区立久我山会館	和室	1, 200円	800円	800円	300円
	第1集会室	1, 200円	800円	800円	300円
	第2集会室	1, 400円	900円	900円	300円
	第3集会室	500円	300円	300円	100円
杉並区立方南会館	第1集会室	2, 100円	1, 400円	1, 400円	500円
	第2集会室	1, 400円	900円	900円	300円
杉並区立浜田山会館	第1集会室	1, 400円	900円	900円	300円
	第2集会室	1, 400円	900円	900円	300円
	第3集会室	800円	500円	500円	200円
	和室	1, 200円	800円	800円	300円
	水屋	100円	100円	100円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

第4条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

(1) 集会室・和室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立 荻窪地 域区民 センター	第1集会室	2, 500円	1, 600円	1, 600円	600円
	第2集会室	1, 700円	1, 100円	1, 100円	400円
	第3集会室 (特別室)	1, 800円	1, 200円	1, 200円	400円
	第4集会室	1, 400円	900円	900円	300円
	第5集会室	1, 400円	900円	900円	300円

	第6集会室	1,200円	800円	800円	300円	
	第7集会室	500円	300円	300円	100円	
	第1和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
	第2和室	800円	500円	500円	200円	
	第3和室	300円	200円	200円	100円	
	第4和室	1,400円	900円	900円	300円	
	水屋	100円	100円	100円	100円	
	工芸室	2,500円	1,600円	1,600円	600円	
	料理室	5,000円	3,300円	3,300円	1,200円	
杉並区立 阿佐谷地 域区民セ ンター	第1集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
	第2集会室	1,400円	900円	900円	300円	
	第3集会室	500円	300円	300円	100円	
	第4集会室	2,800円	1,900円	1,900円	700円	
	第5集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
	第6集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円	
	第7集会室	1,000円	700円	700円	200円	
	第8集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円	
	第1和室	800円	500円	500円	200円	
	第2和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
	第3和室	700円	400円	400円	100円	
	第4和室	500円	300円	300円	100円	
	第5和室	700円	500円	500円	100円	
	水屋	300円	200円	200円	100円	
	第1レクリエーション室	800円	500円	500円	200円	
	第2レクリエーション室	1,000円	700円	700円	200円	
	工芸室	1,700円	1,100円	1,100円	400円	
	料理室	3,200円	2,100円	2,100円	800円	
	杉並区立 高円寺地	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円

城區民センター	第2集会室	300円	200円	200円	100円
	第3集会室	300円	200円	200円	100円
	第4集会室	800円	500円	500円	200円
	第8集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第9集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第10集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第3和室	500円	300円	300円	100円
	第4和室	500円	300円	300円	100円
	第5和室	500円	300円	300円	100円
	水屋(1)	300円	200円	200円	100円
	水屋(2)	100円	100円	100円	100円
	工芸室	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	料理室	2,800円	1,900円	1,900円	700円
	杉並区立永福和泉地域区民センター	第1集会室	1,700円	1,100円	1,100円
第2集会室		1,700円	1,100円	1,100円	400円
第3集会室		1,700円	1,100円	1,100円	400円
第4集会室		3,500円	2,300円	2,300円	800円
第5集会室		1,700円	1,100円	1,100円	400円
第6集会室		1,600円	1,000円	1,000円	400円
第7集会室		300円	200円	200円	100円
第1和室(舞台を使用する場合)		1,700円	1,100円	1,100円	400円
第1和室(舞台を使用しない場合)		800円	500円	500円	200円
第2和室		1,400円	900円	900円	300円
第3和室		1,400円	900円	900円	300円
第4和室		700円	400円	400円	100円
水屋		100円	100円	100円	100円
工芸室		2,500円	1,600円	1,600円	600円
料理室		3,500円	2,300円	2,300円	800円

杉並区立 井草地域 区民セン ター	第1集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第2集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第3集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第4集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第5集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第6集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第7集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第1和室	1,200円	800円	800円	300円
	第2和室	700円	400円	400円	100円
	第3和室（舞 台を使用する 場合）	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第3和室（舞 台を使用しな い場合）	1,200円	800円	800円	300円
	第4和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	工芸室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
料理室	3,900円	2,600円	2,600円	900円	
杉並区立 梅里区民 集会所	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	800円	500円	500円	200円
杉並区立 上高井戸 区民集會 所	集会室（特別 パントリーを 使用する場 合）	1,200円	800円	800円	300円
	集会室（特別 パントリーを 使用しない場 合）	800円	500円	500円	200円
	第1和室	700円	400円	400円	100円
	第2和室	700円	400円	400円	100円
杉並区立 四宮区民 集会所	第1集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	和室	1,000円	700円	700円	200円

杉並区立 西荻南区 民集会所	第1集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第2集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
杉並区立 方南区民 集会所	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第3集会室	500円	300円	300円	100円
	和室	1,400円	900円	900円	300円
	多目的ルーム (集会使用)	2,500円	1,600円	1,600円	600円
杉並区立 本天沼区 民集会所	第1集会室	800円	500円	500円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第4集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	和室	1,400円	900円	900円	300円
杉並区立 和田区民 集会所	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第3集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第1和室	800円	500円	500円	200円
	第2和室	800円	500円	500円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 八成区民 集会所	第1集会室	800円	500円	500円	200円
	第2集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第3集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第4集会室	1,000円	700円	700円	200円
	和室	1,200円	800円	800円	300円
	水屋	100円	100円	100円	100円
杉並区立 高円寺北 区民集會 所	第1集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第2集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第3集会室	800円	500円	500円	200円
	第4集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第5集会室	1,000円	700円	700円	200円

	第6集会室 (特別パントリーを使用する場合)	1,000円	700円	700円	200円
	第6集会室 (特別パントリーを使用しない場合)	800円	500円	500円	200円
	和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立馬橋区民集会所	第4集会室	3,200円	2,100円	2,100円	800円
杉並区立天沼区民集会所	第1集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第2集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第3集会室	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第4集会室	3,200円	2,100円	2,100円	800円
	第5集会室	4,200円	2,800円	2,800円	1,000円
備考					
<p>1 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室(集会使用)にあつては、午前3,500円、午後2,300円、夜間2,300円、延長使用料800円とする。</p> <p>2 杉並区立馬橋区民集会所併設ゆうゆう馬橋館におけるコミュニティの形成に資するため、第1集会室、第2集会室及び第3集会室を使用する場合の使用料の額は、第1集会室及び第2集会室にあつては午前1,000円、午後700円、夜間700円、延長使用料200円とし、第3集会室にあつては午前1,400円、午後900円、夜間900円、延長使用料300円とする。</p>					

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。

(2) 音楽室・体育室等

名称	区分	使用料(1時間当たり)
		午前9時から午後9時まで
杉並区立荻窪地域区民センター	音楽室	1,400円
	ピアノ室	100円
	電子オルガン室	100円
	体育室(全面使用)	800円
	体育室(半面使用)	400円

杉並区立阿佐谷地域区民センター	音楽室	1,400円
	体育室（全面使用）	500円
	軽運動室	800円
杉並区立高円寺地域区民センター	第1音楽室	1,400円
	第2音楽室	600円
	体育室（全面使用）	800円
	体育室（半面使用）	400円
	軽運動室	800円
杉並区立永福和泉地域区民センター	第1音楽室	1,200円
	第2音楽室	800円
	体育室（全面使用）	500円
	軽運動室	800円
杉並区立井草地地域区民センター	第1音楽室	800円
	第2音楽室	1,400円
	軽運動室	800円
杉並区立方南区民集会所	多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）	800円
備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の1時間当たりの使用料の額は、遊戯室（体育全面使用）にあつては、300円とする。		

付記

- 1 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するための午前9時から午後6時までの使用は、同児童館の休館日に限る。

別表第3（1）及び（2）を次のように改める。

（1）集会室・和室等

名称	区分	利用料金			
		午前 （午前9時から 正午まで）	午後 （午後1時から 午後3時まで又は 午後4時から 午後6時まで）	夜間 （午後7時から 午後9時まで）	延長利用料金
杉並区立 高井戸地 域区民セ ンター	第1集会室	3,200円	2,100円	2,100円	800円
	第2集会室	3,200円	2,100円	2,100円	800円
	第3集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円

	第4集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第5集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第6集会室 (特別室)	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第7集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第8集会室	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第9集会室	3,500円	2,300円	2,300円	800円
	第1和室	1,200円	800円	800円	300円
	第2和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	水屋	300円	200円	200円	100円
	創作室	2,800円	1,900円	1,900円	700円
	料理室	4,200円	2,800円	2,800円	1,000円
	体育室(集会 使用)	8,900円	8,900円	11,000円	2,200円
杉並区立 西荻地域 区民セン ター	第3集会室	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第4集会室	2,800円	1,900円	1,900円	700円
	第7集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第7集会室 (料理室使 用)	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第3和室	1,000円	700円	700円	200円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	第1レクリエ ーション室	1,400円	900円	900円	300円
	第2レクリエ ーション室	2,800円	1,900円	1,900円	700円
杉並区立 下高井戸 区民集会 所	第1集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第2集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第1和室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第2和室	1,200円	800円	800円	300円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	体育室(集会 使用)	3,900円	2,600円	2,600円	900円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して体育室を集会使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

(2) 音楽室・体育室等

名称	区分	利用料金（1時間当たり）
		午前9時から午後9時まで
杉並区立高井戸地区区民センター	音楽室	1,600円
	ピアノ室	200円
	電子オルガン室	200円
	体育室（全面使用）	1,500円
	体育室（半面使用）	800円
	体育室（1/3面使用）	500円
	体育室（1/4面使用）	400円
杉並区立西荻地区区民センター	第2音楽室	800円
	第2楽器練習室	100円
	体育室（全面使用）	1,500円
	体育室（半面使用）	800円
	体育室（1/3面使用）	500円
	体育室（1/4面使用）	400円
杉並区立下高井戸区民集会所	体育室（全面使用）	800円
	体育室（半面使用）	400円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

第5条 杉並区立杉並芸術会館条例（平成17年杉並区条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表（1）中

区民ホール	平日	10,000円	21,000円	28,000円	/	2,700円
	土曜日、日曜日又	10,000円	26,000円	34,000円		/

		は祝日法に規定する休日					
阿波踊りホール	阿波踊り及び集会以外の利用	平日	8,100円	10,000円	10,000円		2,000円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	8,100円	13,000円	13,000円		2,000円
	集会利用	平日	4,000円	5,400円	5,400円		1,000円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	4,000円	6,500円	6,500円		1,000円

を

区民ホール	平日	9,300円	18,000円	24,000円		2,300円	
	土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	9,300円	22,000円	29,000円		2,300円	
阿波踊りホール	阿波踊り及び集会以外の利用	平日	6,400円	8,500円	8,500円		1,600円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	6,400円	10,000円	10,000円		1,600円
	集会利用	平日	3,200円	4,200円	4,200円		800円
		土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日	3,200円	5,100円	5,100円		800円

に

改める。

第6条 杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

(1) 野球場

--	--	--	--	--	--	--

施設区分	使用区分		使用料
塚山公園運動場	2時間当たり	1面	1,300円

(2) 庭球場

施設区分	使用区分		使用料
柏の宮公園庭球場	2時間当たり	1面	1,500円

(3) 運動場

施設区分	使用区分		使用料
蚕糸の森公園運動場	2時間当たり	全面	1,300円
井草森公園運動場	2時間当たり	全面	9,400円
		半面	4,700円

(4) プール

施設区分	使用区分			使用料
和田堀公園プール	一般	1人、2時間当たり	小人（中学生以下）	250円
			大人	500円
	貸切り	2時間当たり	全面	37,000円

付記

- 別表第3の適用において、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる使用料を徴収する。
- 別表第3の適用において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 別表第3の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定使用料（入場料等を徴収する場合は、付記2による額）の5割に相当する額を徴収する。

別表第4（第5条、第19条関係）

(1) 野球場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場 上井草運動場 松ノ木運動場	2時間当たり	1面	4,700円

(2) 庭球場

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館 上井草運動場	2時間当たり	1面	1,500円

松ノ木運動場			
--------	--	--	--

(3) 弓道場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	一般	1人、1時間当たり	300円
	貸切り	2時間当たり 全面	3,600円

(4) 運動場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	2時間当たり	全面	7,500円
		半面	3,800円
上井草運動場	2時間当たり	全面	9,400円
		半面	4,700円

(5) 小運動場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	1,300円

(6) 体育館

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館 妙正寺体育館 大宮前体育館 永福体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	6,000円
			半面	3,000円
			1/4面	1,500円
	上井草体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)
大人				200円
貸切り		2時間当たり	全面	8,000円
			半面	4,000円
			1/3面	2,700円
			1/4面	2,000円
		1/6面	1,300円	

(7) 小体育室

施設区分	使用区分			利用料金	
高円寺体育館	小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,500円	
妙正寺体育館	小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,600円	
			半面	1,300円	
大宮前体育館	小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,500円	
永福体育館	第1小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
		貸切り	2時間当たり	全面	1,500円
	第2小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
		貸切り	2時間当たり	全面	1,500円
荻窪体育館	小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,500円	
上井草体育館	小体育室	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
				大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,600円	
			半面	1,300円	

(8) 武道場

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円

			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	1,300円
荻窪体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,600円
			半面	1,300円

(9) プール

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館 高井戸温水プール 上井草温水プール	一般	1人、1時間当たり	小人(中学生以下)	130円
			大人	250円
	貸切り	2時間当たり	1コース	6,000円

(10) トレーニングルーム

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館 永福体育館 上井草体育館	一般	1人、1回当たり	500円

(11) ゲートボール場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	2時間当たり	1面	600円

(12) ビーチコート

施設区分	使用区分			利用料金
永福体育館	一般	1人、1回当たり	小人(小・中学生)	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面	2,600円
			半面	1,300円

(13) 会議室

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	会議室	1時間当たり	400円

大宮前体育館	会議室	1時間当たり	400円
	多目的室	1時間当たり	400円
永福体育館	第1会議室	1時間当たり	1,000円
	第2会議室	1時間当たり	1,000円
荻窪体育館	第1会議室	1時間当たり	500円
	第2会議室	1時間当たり	400円
上井草体育館	第1会議室	1時間当たり	800円
	第2会議室	1時間当たり	800円

(14) 駐車場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館 下高井戸運動場	1台当たり	3時間以内30分間までごと	100円
		3時間を超え30分間までごと	150円

付記

- 別表第4の適用において、1時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、1時間に満たない時間は、これを1時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 別表第4の適用において、2時間当たりの利用料金を定めている施設にあつては、2時間に満たない時間は、これを2時間として同表に掲げる利用料金を徴収する。
- 別表第4の適用において、使用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 別表第4（（14）を除く。）の適用において、使用時間を延長して使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、規定利用料金（入場料等を徴収する場合は、付記3による額）の1時間当たりの額（規定利用料金が2時間当たりの額として定められているものについては、当該規定利用料金（入場料等を徴収する場合は、付記3による額）の5割に相当する額）を徴収する。ただし、同表（9）のうち一般使用において使用時間を延長して使用する場合の利用料金は、延長時間30分間（30分間に満たない時間は、これを30分間とする。）につき、規定利用料金の5割に相当する額を徴収する。
- 別表第4（（6）から（8）まで及び（12）に限る。）の適用において、使用区分が一般の1回の使用は、別に区長が定める2時間を単位として割り振られた時間内とする。
- 別表第4（（1）、（2）、（4）、（5）、（11）及び（12）に限る。）に規定する体育施設等の照明設備の利用料金は、規則で定める。

第7条 杉並区立産業商工会館条例（昭和40年杉並区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時から午後)	夜間 (午後7時から午後)	延長使用料

	まで)	3時まで又は午後4時から午後6時まで)	9時まで)	
展示場(会議室としての使用を含む。)	3,500円	2,300円	2,300円	800円
和室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
第1集会室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
第2集会室	1,200円	800円	800円	300円
第3集会室	700円	400円	400円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料(以下「規定使用料等」という。)の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。

別表第2(第5条関係)

産業団体等使用料

区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
展示場(会議室としての使用を含む。)	1,750円	1,150円	1,150円	400円
和室	800円	500円	500円	200円
第1集会室	750円	500円	500円	150円
第2集会室	600円	400円	400円	150円
第3集会室	350円	200円	200円	100円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収する場合又は商品の直売を目的として展示場を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下

の場合については、この限りでない。

第8条 杉並区立勤労福祉会館条例（昭和59年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

別表（第7条、第17条関係）

（1）ホール

区分	利用料金			
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	延長利用料金
ホール（平日）	17,000円	34,000円	34,000円	4,300円
ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）	17,000円	41,000円	41,000円	4,300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金又は規定延長利用料金（以下「規定利用料金等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金又は延長利用料金は、規定利用料金等（入場料等を徴収する場合は、付記3による額）の8割に相当する額を徴収する。

（2）集会室等

区分	利用料金			
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで）	夜間 （午後7時から午後9時まで）	延長利用料金
第1集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
第2集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
第5集会室	1,200円	800円	800円	300円
第6集会室	1,200円	800円	800円	300円
第1和室（舞台を使用する場合）	1,600円	1,000円	1,000円	400円

第1和室（舞台を使用しない場合）	1,000円	700円	700円	200円
第2和室	1,000円	700円	700円	200円
工芸室	2,100円	1,400円	1,400円	500円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

(3) 音楽室・軽運動室等

区分	利用料金（1時間当たり）
	午前9時から午後9時まで
第1音楽室	800円
第1楽器練習室	100円
軽運動室	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

第9条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第4（1）を次のように改める。

(1) 茶室・詩歌室

名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長使用料
かし 柏の宮公園茶室	4,200円	5,700円	1,000円
角川庭園茶室	500円	700円	100円
角川庭園詩歌室1	1,000円	1,400円	400円
角川庭園詩歌室2	700円	900円	100円

付記

- 1 柏の宮公園茶室又は角川庭園茶室の午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 角川庭園詩歌室を使用する場合において、使用時間を延長して午前及び午後の中間時間を使用するときは、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 有料施設の利用料金（第17条、第21条の9、第21条の13関係）

--	--

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	2,400円	3,200円	600円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

第10条 杉並区立社会教育センター条例（昭和63年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表（1）及び（2）を次のように改める。

（1）ホール・リハーサル室

区分	使用料			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	延長使用料
ホール（平日）	32,000円	64,000円	64,000円	8,000円
ホール（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）	32,000円	77,000円	77,000円	8,000円
リハーサル室	2,800円	3,800円	2,800円	700円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収してホールを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料（以下「規定使用料等」という。）の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等の8割に相当する額を徴収する。

（2）集会室等

区分	使用料				
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで）	夜間（午後7時から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）	延長使用料
第5集会室	1,400円	900円	900円		300円
第6集会室	1,400円	900円	900円		300円

第7集会室	1,400円	900円	900円		300円
第1和室（舞台を使用する場合）	1,600円	1,000円	1,000円		400円
第1和室（舞台を使用しない場合）	800円	500円	500円		200円
第2和室	1,700円	1,100円	1,100円		400円
視聴覚室	3,900円	2,600円	2,600円		900円
展示室（展示使用）				15,000円	
展示室（集会使用）	7,000円	4,600円	4,600円		1,700円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合（展示室を展示使用する場合を除く。）は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 3 使用者が入場料等を徴収して展示室を展示使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額を徴収する。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 展示室を区分して半面を使用する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料等（入場料等を徴収して展示使用する場合、付記3による額）の5割に相当する額を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、次項から附則第22項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第2に規定する行政財産の使用の許可、使用料の納付その他のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の杉並区立杉並会館条例別表（1）に規定する施設の使用の承認、使用料の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 5 第2条の規定による改正後の杉並区立杉並会館条例の規定は、施行日以後の使

用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 6 第3条の規定による改正後の杉並区立区民会館条例別表第2に規定する施設の使用の承認、使用料の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 7 第3条の規定による改正後の杉並区立区民会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 第4条の規定による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2並びに別表第3（1）及び（2）に規定する施設の使用の承認、使用料又は利用料金の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 9 第4条の規定による改正後の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 10 第5条の規定による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例別表（1）に規定する区民ホール及び阿波踊りホールの利用の承認、利用料金の納付その他の施行日以後の利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 11 第5条の規定による改正後の杉並区立杉並芸術会館条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 12 第6条の規定による改正後の杉並区体育施設等に関する条例別表第3及び別表第4に規定する施設の使用の承認、使用料又は利用料金の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 13 第6条の規定による改正後の杉並区体育施設等に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 14 第7条の規定による改正後の杉並区立産業商工会館条例別表第1及び別表第2に規定する施設の使用の承認、使用料の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

- 1 5 第7条の規定による改正後の杉並区立産業商工会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 1 6 第8条の規定による改正後の杉並区立勤労福祉会館条例別表に規定する施設の使用の承認、利用料金の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 1 7 第8条の規定による改正後の杉並区立勤労福祉会館条例の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 1 8 第9条の規定による改正後の杉並区立公園条例別表第4（1）及び別表第5に規定する施設の使用の承認、使用料又は利用料金の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 1 9 第9条の規定による改正後の杉並区立公園条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 2 0 第10条の規定による改正後の杉並区立社会教育センター条例別表（1）及び（2）に規定する施設の使用の承認、使用料の納付その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 2 1 第10条の規定による改正後の杉並区立社会教育センター条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 2 2 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。
- 第1条のうち、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2（1）備考の改正規定中「1, 300円」を「1, 000円」に、「900円」を「700円」に、「300円と」を「200円と」に、「1, 800円」を「1, 400円」に、「1, 200円」を「900円」に、「400円」を「300円」に改め、同条例別表第3（1）杉並区立高井戸地域区民センターの部の次に次のように加える改正規定中

「 _____ 」

1, 800円	1, 200円	1, 200円	400円
2, 700円	1, 800円	1, 800円	600円

を

1, 400円	900円	900円	300円
2, 100円	1, 400円	1, 400円	500円

に改め、同表（1）

杉並区立下高井戸区民集会所の部の次に備考として次のように加える改正規定中「4, 500円」を「3, 500円」に、「3, 000円」を「2, 300円」に、「1, 100円」を「800円」に改める。

（提案理由）

使用料等を改定する等の必要がある。

使用料等の改定の概要

1 集会施設

(1) 区民会館

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
久我山会館	ホール（平日）	午前	7,500	6,500
		午後	15,000	13,000
		夜間	15,000	13,000
		延長	1,800	1,600
	ホール（土日祝）	午前	7,500	6,500
		午後	18,000	15,000
		夜間	18,000	15,000
		延長	1,800	1,600
	控室	午前	600	500
		午後	900	700
		夜間	600	500
		延長	100	100
	和室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	第1集会室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	第2集会室	午前	1,800	1,400
午後①及び午後②		1,200	900	
夜間		1,200	900	
延長		400	300	
第3集会室	午前	600	500	
	午後①及び午後②	400	300	
	夜間	400	300	

		延長	100	100
方南会館	ホール（平日）	午前	7,500	6,500
		午後	15,000	13,000
		夜間	15,000	13,000
		延長	1,800	1,600
	ホール（土日祝）	午前	7,500	6,500
		午後	18,000	15,000
		夜間	18,000	15,000
		延長	1,800	1,600
	第1集会室	午前		2,100
		午後①及び午後②		1,400
		夜間		1,400
		延長		500
	第2集会室	午前		1,400
		午後①及び午後②		900
		夜間		900
		延長		300
浜田山会館	ホール（平日）	午前	7,800	6,800
		午後	15,000	13,000
		夜間	15,000	13,000
		延長	1,900	1,700
	ホール（土日祝）	午前	7,800	6,800
		午後	18,000	16,000
		夜間	18,000	16,000
		延長	1,900	1,700
	第1集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第2集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300

	第3集会室	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500
		延長	200	200
	和室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	水屋	午前	200	100
		午後①及び午後②	100	100
		夜間	100	100
		延長	100	100

- 注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（ホール及び控室にあっては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用）
- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合は延長1時間（夜間を引き続き使用する場合は、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 3 入場料等を徴収する場合は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合又はホールの舞台を使用しない場合は、規定使用料又は規定延長使用料（前記3の場合は、その額）の8割に相当する額を徴収する。

(2) 地域区民センター・区民集会所

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
荻窪地域区民センター	第1集会室	午前	3,100	2,500
		午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	第2集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100

	延長	500	400
第3集会室（特別室）	午前	2,300	1,800
	午後①及び午後②	1,500	1,200
	夜間	1,500	1,200
	延長	500	400
第4集会室	午前	1,800	1,400
	午後①及び午後②	1,200	900
	夜間	1,200	900
	延長	400	300
第5集会室	午前	1,800	1,400
	午後①及び午後②	1,200	900
	夜間	1,200	900
	延長	400	300
第6集会室	午前	1,500	1,200
	午後①及び午後②	1,000	800
	夜間	1,000	800
	延長	300	300
第7集会室	午前	600	500
	午後①及び午後②	400	300
	夜間	400	300
	延長	100	100
第1和室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第2和室	午前	1,100	800
	午後①及び午後②	700	500
	夜間	700	500
	延長	200	200
第3和室	午前	400	300
	午後①及び午後②	300	200
	夜間	300	200
	延長	100	100

	第4和室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	水屋	午前	200	100
		午後①及び午後②	100	100
		夜間	100	100
		延長	100	100
	工芸室（工芸使用）	午前	3,100	2,500
		午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	工芸室（集会使用）	午前	1,500	2,500
		午後①及び午後②	1,000	1,600
		夜間	1,000	1,600
		延長	300	600
料理室（20人以下使用）	午前	4,400	5,000	
	午後①及び午後②	2,900	3,300	
	夜間	2,900	3,300	
	延長	1,100	1,200	
料理室（21人以上使用）	午前	6,300	5,000	
	午後①及び午後②	4,200	3,300	
	夜間	4,200	3,300	
	延長	1,500	1,200	
音楽室	—	1,800	1,400	
ピアノ室	—	100	100	
電子オルガン室	—	100	100	
体育室（全面使用）	—	700	800	
体育室（半面使用）	—	400	400	
高井戸地域区民センター	第1集会室	午前	4,000	3,200
		午後①及び午後②	2,700	2,100
		夜間	2,700	2,100
		延長	1,000	800
	第2集会室	午前	4,000	3,200

	午後①及び午後②	2,700	2,100
	夜間	2,700	2,100
	延長	1,000	800
第3集会室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第4集会室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第5集会室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第6集会室（特別室）	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第7集会室	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第8集会室	午前	3,100	2,500
	午後①及び午後②	2,100	1,600
	夜間	2,100	1,600
	延長	700	600
第9集会室	午前	4,500	3,500
	午後①及び午後②	3,000	2,300
	夜間	3,000	2,300
	延長	1,100	800
第1和室	午前	1,500	1,200
	午後①及び午後②	1,000	800
	夜間	1,000	800

	延長	300	300
第2和室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
水屋	午前	400	300
	午後①及び午後②	300	200
	夜間	300	200
	延長	100	100
創作室（創作使用）	午前	3,600	2,800
	午後①及び午後②	2,400	1,900
	夜間	2,400	1,900
	延長	900	700
創作室（集会使用）	午前	1,800	2,800
	午後①及び午後②	1,200	1,900
	夜間	1,200	1,900
	延長	400	700
料理室（15人以下使用）	午前	3,800	4,200
	午後①及び午後②	2,500	2,800
	夜間	2,500	2,800
	延長	900	1,000
料理室（16人以上使用）	午前	5,400	4,200
	午後①及び午後②	3,600	2,800
	夜間	3,600	2,800
	延長	1,300	1,000
体育室（集会使用）	午前	10,000	8,900
	午後①及び午後②	10,000	8,900
	夜間	13,000	11,000
	延長	2,500	2,200
音楽室	—	2,000	1,600
ピアノ室	—	300	200
電子オルガン室	—	300	200
体育室（全面使用）	—	1,400	1,500
体育室（半面使用）	—	700	800

西荻地域区民センター	体育室(1/3面使用)	—	500	500
	体育室(1/4面使用)	—	400	400
	第3集会室	午前	3,100	2,500
		午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	第4集会室	午前	3,600	2,800
		午後①及び午後②	2,400	1,900
		夜間	2,400	1,900
		延長	900	700
	第7集会室	午前	2,700	2,100
		午後①及び午後②	1,800	1,400
		夜間	1,800	1,400
		延長	600	500
	第7集会室(料理室利用)	午前	3,100	2,500
		午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	第3和室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
夜間		900	700	
延長		300	200	
水屋	午前	200	100	
	午後①及び午後②	100	100	
	夜間	100	100	
	延長	100	100	
第1レクリエーション室	午前	1,800	1,400	
	午後①及び午後②	1,200	900	
	夜間	1,200	900	
	延長	400	300	
第2レクリエーション室	午前	3,600	2,800	
	午後①及び午後②	2,400	1,900	
	夜間	2,400	1,900	
	延長	900	700	

	第2音楽室	—	1,100	800
	第2楽器練習室	—	100	100
	体育室（全面使用）	—	1,400	1,500
	体育室（半面使用）	—	700	800
	体育室（1/3面使用）	—	500	500
	体育室（1/4面使用）	—	400	400
阿佐谷地域区民センター	第1集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	第2集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第3集会室	午前	600	500
		午後①及び午後②	400	300
		夜間	400	300
		延長	100	100
	第4集会室	午前	3,600	2,800
		午後①及び午後②	2,400	1,900
		夜間	2,400	1,900
		延長	900	700
	第5集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	第6集会室	午前	2,700	2,100
		午後①及び午後②	1,800	1,400
		夜間	1,800	1,400
		延長	600	500
	第7集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200

第8集会室	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第1和室	午前	1,100	800
	午後①及び午後②	700	500
	夜間	700	500
	延長	200	200
第2和室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第3和室	午前	900	700
	午後①及び午後②	600	400
	夜間	600	400
	延長	200	100
第4和室	午前	600	500
	午後①及び午後②	400	300
	夜間	400	300
	延長	100	100
第5和室	午前	900	700
	午後①及び午後②	600	500
	夜間	600	500
	延長	300	100
水屋	午前	400	300
	午後①及び午後②	300	200
	夜間	300	200
	延長	100	100
第1レクリエーション室	午前	1,000	800
	午後①及び午後②	600	500
	夜間	600	500
	延長	200	200
第2レクリエーション	午前	1,300	1,000

	コン室	午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	工芸室（工芸使用）	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	工芸室（集会使用）	午前	1,100	1,700
		午後①及び午後②	700	1,100
		夜間	700	1,100
		延長	200	400
	料理室（14人以下使用）	午前	2,800	3,200
		午後①及び午後②	1,900	2,100
		夜間	1,900	2,100
		延長	700	800
	料理室（15人以上使用）	午前	4,000	3,200
		午後①及び午後②	2,700	2,100
		夜間	2,700	2,100
		延長	1,000	800
	音楽室	—	1,800	1,400
	体育室（全面使用）	—	300	500
軽運動室	—	800	800	
高円寺地域区民センター	第1集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第2集会室	午前	400	300
		午後①及び午後②	300	200
		夜間	300	200
		延長	100	100
	第3集会室	午前	400	300
		午後①及び午後②	300	200
		夜間	300	200

	延長	100	100
第4集会室	午前	1,100	800
	午後①及び午後②	700	500
	夜間	700	500
	延長	200	200
第8集会室	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第9集会室	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第10集会室	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第3和室	午前	600	500
	午後①及び午後②	400	300
	夜間	400	300
	延長	100	100
第4和室	午前	600	500
	午後①及び午後②	400	300
	夜間	400	300
	延長	100	100
第5和室	午前	600	500
	午後①及び午後②	400	300
	夜間	400	300
	延長	100	100
水屋(1)	午前	400	300
	午後①及び午後②	300	200
	夜間	300	200
	延長	100	100

	水屋（２）	午前	200	100
		午後①及び午後②	100	100
		夜間	100	100
		延長	100	100
	工芸室（工芸使用）	午前	3,100	2,500
		午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	工芸室（集会使用）	午前	1,500	2,500
		午後①及び午後②	1,000	1,600
		夜間	1,000	1,600
		延長	300	600
	料理室（１１人以下 使用）	午前	2,500	2,800
		午後①及び午後②	1,600	1,900
		夜間	1,600	1,900
		延長	600	700
	料理室（１２人以上 使用）	午前	3,600	2,800
		午後①及び午後②	2,400	1,900
		夜間	2,400	1,900
		延長	900	700
第１音楽室	—	1,800	1,400	
第２音楽室	—	700	600	
体育室（全面使用）	—	700	800	
体育室（半面使用）	—	400	400	
軽運動室	—	800	800	
永福和泉地域区民 センター	第１集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	第２集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	第３集会室	午前	2,200	1,700

	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第4集会室	午前	4,500	3,500
	午後①及び午後②	3,000	2,300
	夜間	3,000	2,300
	延長	1,100	800
第5集会室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第6集会室	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第7集会室	午前	400	300
	午後①及び午後②	300	200
	夜間	300	200
	延長	100	100
第1和室(舞台を使用する場合)	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第1和室(舞台を使用しない場合)	午前	1,100	800
	午後①及び午後②	700	500
	夜間	700	500
	延長	200	200
第2和室	午前	1,800	1,400
	午後①及び午後②	1,200	900
	夜間	1,200	900
	延長	400	300
第3和室	午前	1,800	1,400
	午後①及び午後②	1,200	900
	夜間	1,200	900

	延長	400	300	
第4和室	午前	900	700	
	午後①及び午後②	600	400	
	夜間	600	400	
	延長	400	100	
水屋	午前	200	100	
	午後①及び午後②	100	100	
	夜間	100	100	
	延長	100	100	
工芸室（工芸使用）	午前	3,100	2,500	
	午後①及び午後②	2,100	1,600	
	夜間	2,100	1,600	
	延長	700	600	
工芸室（集会使用）	午前	1,500	2,500	
	午後①及び午後②	1,000	1,600	
	夜間	1,000	1,600	
	延長	700	600	
料理室（11人以下使用）	午前	3,100	3,500	
	午後①及び午後②	2,100	2,300	
	夜間	2,100	2,300	
	延長	700	800	
料理室（12人以上使用）	午前	4,500	3,500	
	午後①及び午後②	3,000	2,300	
	夜間	3,000	2,300	
	延長	1,100	800	
第1音楽室	—	1,500	1,200	
第2音楽室	—	1,000	800	
体育室（全面使用）	—	300	500	
軽運動室	—	800	800	
井草地域区民センター	第1集会室	午前	2,700	2,100
		午後①及び午後②	1,800	1,400
		夜間	1,800	1,400
		延長	600	500
	第2集会室	午前	2,700	2,100

	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第3集会室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第4集会室	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第5集会室	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第6集会室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
第7集会室	午前	1,800	1,400
	午後①及び午後②	1,200	900
	夜間	1,200	900
	延長	400	300
第1和室	午前	1,500	1,200
	午後①及び午後②	1,000	800
	夜間	1,000	800
	延長	300	300
第2和室	午前	900	700
	午後①及び午後②	600	400
	夜間	600	400
	延長	200	100
第3和室(舞台を使用する場合)	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400

	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第3和室(舞台を使用しない場合)	午前	1,500	1,200
	午後①及び午後②	1,000	800
	夜間	1,000	800
	延長	300	300
第4和室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
水屋	午前	200	100
	午後①及び午後②	100	100
	夜間	100	100
	延長	100	100
工芸室(工芸使用)	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
工芸室(集会使用)	午前	1,300	2,100
	午後①及び午後②	900	1,400
	夜間	900	1,400
	延長	300	500
料理室(14人以下使用)	午前	3,400	3,900
	午後①及び午後②	2,300	2,600
	夜間	2,300	2,600
	延長	800	900
料理室(15人以上使用)	午前	4,900	3,900
	午後①及び午後②	3,300	2,600
	夜間	3,300	2,600
	延長	1,200	900
第1音楽室	—	1,000	800
第2音楽室	—	1,800	1,400
軽運動室	—	800	800

梅里区民集会所	第1集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	500	200
	第2集会室	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500
		延長	200	200
上高井戸区民集会所	集会室(特別パントリーを使用する場合)	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	集会室(特別パントリーを使用しない場合)	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500
		延長	200	200
	第1和室	午前	900	700
		午後①及び午後②	600	400
		夜間	600	400
		延長	200	100
	第2和室	午前	900	700
		午後①及び午後②	600	400
		夜間	600	400
		延長	200	100
四宮区民集会所	第1集会室	午前	2,700	2,100
		午後①及び午後②	1,800	1,400
		夜間	1,800	1,400
		延長	600	500
	第2集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	和室	午前	1,300	1,000

		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
西荻南区民集会所	第1集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第2集会室	午前	2,700	2,100
		午後①及び午後②	1,800	1,400
		夜間	1,800	1,400
		延長	600	500
	遊戯室（集会使用）	午前	4,500	3,500
		午後①及び午後②	3,000	2,300
		夜間	3,000	2,300
		延長	1,100	800
遊戯室（体育全面使用）	—	300	300	
方南区民集会所	第1集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第2集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第3集会室	午前	600	500
		午後①及び午後②	400	300
		夜間	400	300
		延長	100	100
	和室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
多目的ルーム（集会	午前	3,100	2,500	

	使用)	午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	多目的ルーム(音楽使用又は体育使用)	—	1,000	800
下高井戸区民集会所	第1集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	第2集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第1和室	午前	2,000	1,600
		午後①及び午後②	1,300	1,000
		夜間	1,300	1,000
		延長	500	400
	第2和室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	水屋	午前	200	100
		午後①及び午後②	100	100
		夜間	100	100
		延長	100	100
	体育室(集会使用)	午前	4,900	3,900
		午後①及び午後②	3,300	2,600
		夜間	3,300	2,600
		延長	1,200	900
体育室(全面使用)	—	700	800	
体育室(半面使用)	—	400	400	
本天沼区民集会所	第1集会室	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500

		延長	200	200
	第2集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第3集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第4集会室	午前	2,000	1,600
		午後①及び午後②	1,300	1,000
		夜間	1,300	1,000
		延長	500	400
	和室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
和田区民集会所	第1集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第2集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第3集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第1和室	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500
		延長	200	200

	第2和室	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500
		延長	200	200
	水屋	午前	200	100
		午後①及び午後②	100	100
		夜間	100	100
		延長	100	100
八成区民集会所	第1集会室	午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500
		夜間	700	500
		延長	200	200
	第2集会室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	第3集会室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	第4集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	和室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
水屋	午前	200	100	
	午後①及び午後②	100	100	
	夜間	100	100	
	延長	100	100	
高円寺北区民集会	第1集会室	午前	1,500	1,200

所		午後①及び午後②	1,000	800	
		夜間	1,000	800	
		延長	300	300	
	第2集会室		午前	1,500	1,200
			午後①及び午後②	1,000	800
			夜間	1,000	800
			延長	300	300
	第3集会室		午前	1,100	800
			午後①及び午後②	700	500
			夜間	700	500
			延長	200	200
	第4集会室		午前	1,500	1,200
			午後①及び午後②	1,000	800
			夜間	1,000	800
			延長	300	300
	第5集会室		午前	1,300	1,000
			午後①及び午後②	900	700
			夜間	900	700
			延長	300	200
	第6集会室(特別パ ントリーを使用す る場合)		午前	1,300	1,000
			午後①及び午後②	900	700
			夜間	900	700
			延長	300	200
	第6集会室(特別パ ントリーを使用し ない場合)		午前	1,100	800
		午後①及び午後②	700	500	
		夜間	700	500	
		延長	200	200	
和室		午前	2,200	1,700	
		午後①及び午後②	1,500	1,100	
		夜間	1,500	1,100	
		延長	500	400	
馬橋区民集会所	第1集会室	午前	1,300	1,000	
		午後①及び午後②	900	700	

		夜間	900	700
		延長	300	200
	第2集会室	午前	1,300	1,000
		午後①及び午後②	900	700
		夜間	900	700
		延長	300	200
	第3集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第4集会室	午前	4,000	3,200
		午後①及び午後②	2,700	2,100
		夜間	2,700	2,100
		延長	1,000	800
天沼区民集会所	第1集会室	午前	2,000	1,600
		午後①及び午後②	1,300	1,000
		夜間	1,300	1,000
		延長	500	400
	第2集会室	午前	1,500	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	第3集会室	午前	3,100	2,500
		午後①及び午後②	2,100	1,600
		夜間	2,100	1,600
		延長	700	600
	第4集会室	午前	4,000	3,200
		午後①及び午後②	2,700	2,100
		夜間	2,700	2,100
		延長	1,000	800
	第5集会室	午前	5,400	4,200
		午後①及び午後②	3,600	2,800
		夜間	3,600	2,800

	延長	1,300	1,000
--	----	-------	-------

- 注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 3 使用料欄の額は、音楽室、楽器練習室、ピアノ室、電子オルガン室、体育室（集会使用の場合を除く。）、軽運動室、多目的ルーム（集会使用の場合を除く。）及び遊戯室（集会使用の場合を除く。）にあつては、1時間当たりの使用料
- 4 入場料等を徴収する場合の使用料又は延長使用料は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 5 西荻南区民集会所に記載の遊戯室は、西荻南児童館と併設し、コミュニティの形成に資するため使用し、午前及び午後の使用は、同児童館の休館日に限る。
- 6 馬橋区民集会所に記載の第1集会室、第2集会室及び第3集会室は、ゆうゆう馬橋館と併設し、コミュニティの形成に資するため使用する。
- 7 指定管理者が管理する施設にあつては、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える。

(3) 産業商工会館

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
産業商工会館	展示場	午前	3,700	3,500
		午後①及び午後②	2,900	2,300
		夜間	2,900	2,300
		延長	1,100	800
	和室	午前	1,600	1,600
		午後①及び午後②	1,300	1,000
		夜間	1,300	1,000
		延長	500	400
	第1集会室	午前	1,500	1,500
		午後①及び午後②	1,200	1,000
		夜間	1,200	1,000
		延長	400	300
第2集会室	午前	1,200	1,200	

		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	400	300
	第3集会室	午前	900	700
		午後①及び午後②	600	400
		夜間	600	400
		延長	200	100

- 注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用
- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場の延長1時間（夜間を引き続き使用する場にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 3 入場料等を徴収する場合又は物品等を販売する場合は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 4 産業団体等が使用する場合は、規定使用料の2分の1に相当する額（100円を下回る場合は、100円）とする。

(4) 勤労福祉会館

利用料金の単位：円

施設区分		時間区分	利用料金	
			現行	改定
勤労福祉会館	ホール（平日）	午前	13,000	17,000
		午後	26,000	34,000
		夜間	26,000	34,000
		延長	3,300	4,300
	ホール（土日祝）	午前	13,000	17,000
		午後	32,000	41,000
		夜間	32,000	41,000
		延長	3,300	4,300
	第1集会室	午前	2,200	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
第2集会室	午前	2,700	2,100	

	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
第5集会室	午前	1,500	1,200
	午後①及び午後②	1,000	800
	夜間	1,000	800
	延長	300	300
第6集会室	午前	1,500	1,200
	午後①及び午後②	1,000	800
	夜間	1,000	800
	延長	300	300
第1和室(舞台を使用する場合)	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第1和室(舞台を使用しない場合)	午前	1,300	1,000
	午後①及び午後②	900	700
	夜間	900	700
	延長	300	200
第2和室	午前	1,300	1,000
	午後①及び午後②	900	700
	夜間	900	700
	延長	300	200
工芸室(工芸使用)	午前	2,700	2,100
	午後①及び午後②	1,800	1,400
	夜間	1,800	1,400
	延長	600	500
工芸室(集会使用)	午前	1,300	2,100
	午後①及び午後②	900	1,400
	夜間	900	1,400
	延長	300	500
第1音楽室	—	1,100	800
第1楽器練習室	—	100	100

	軽運動室	—	800	800
--	------	---	-----	-----

- 注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（ホールにあっては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用）
- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合はの延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 3 利用料金欄の額は、軽運動室、音楽室及び楽器練習室にあっては、1時間当たりの利用料金
- 4 入場料等を徴収する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 5 ホールの舞台のみを使用する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金（前記4の場合は、その額）の8割に相当する額とする。

(5) 社会教育センター

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
社会教育センター	ホール（平日）	午前	24,000	32,000
		午後	49,000	64,000
		夜間	49,000	64,000
		延長	6,200	8,000
	ホール（土日祝）	午前	24,000	32,000
		午後	59,000	77,000
		夜間	59,000	77,000
		延長	6,200	8,000
	第5集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第6集会室	午前	1,800	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
第7集会室	午前	1,800	1,400	

	午後①及び午後②	1,200	900
	夜間	1,200	900
	延長	400	300
第1和室(舞台を使用する場合)	午前	2,000	1,600
	午後①及び午後②	1,300	1,000
	夜間	1,300	1,000
	延長	500	400
第1和室(舞台を使用しない場合)	午前	1,100	800
	午後①及び午後②	700	500
	夜間	700	500
	延長	200	200
第2和室	午前	2,200	1,700
	午後①及び午後②	1,500	1,100
	夜間	1,500	1,100
	延長	500	400
視聴覚室	午前	4,900	3,900
	午後①及び午後②	3,300	2,600
	夜間	3,300	2,600
	延長	1,200	900
リハーサル室	午前	3,600	2,800
	午後	4,800	3,800
	夜間	3,600	2,800
	延長	900	700
展示室(展示使用)	全日	19,000	15,000
展示室(集会使用)	午前	8,800	7,000
	午後①及び午後②	5,900	4,600
	夜間	5,900	4,600
	延長	2,200	1,700

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時まで、「全日」は午前9時から午後9時までの使用(ホール及びリハーサル室にあっては、「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時までの使用)

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場

合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

- 3 入場料等を徴収する場合は、規定使用料又は規定延長使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合を除く。
- 4 ホールの舞台のみを使用する場合は、規定使用料又は規定延長使用料の8割に相当する額とする。
- 5 展示室を半面を使用する場合は、規定使用料又は規定延長使用料（前記3の場合は、その額）の5割に相当する額とする。

(6) 杉並会館

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
杉並会館	第1集会室	午前	1,200	1,400
		午後①及び午後②	1,200	900
		夜間	1,200	900
		延長	400	300
	第2集会室	午前	1,000	1,200
		午後①及び午後②	1,000	800
		夜間	1,000	800
		延長	300	300
	第3集会室	午前	1,500	1,700
		午後①及び午後②	1,500	1,100
		夜間	1,500	1,100
		延長	500	400
	宴会室（芙蓉）	1回	4,500	3,500
	宴会室（末広）	1回	9,900	7,800
宴会室（孔雀）	1回	14,000	11,000	

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用（宴会室にあっては、「1回」は午前9時から午後9時までの間における使用の単位）

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合は延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

3 使用料欄の額は、宴会室にあっては、2時間当たりの使用料

(7) 杉並芸術会館

利用料金の単位：円

施設区分		時間区分	利用料金	
			現行	改定
杉並芸術会館	区民ホール（平日）	午前	10,000	9,300
		午後	21,000	18,000
		夜間	28,000	24,000
		延長	2,700	2,300
	区民ホール（土日祝）	午前	10,000	9,300
		午後	26,000	22,000
		夜間	34,000	29,000
		延長	2,700	2,300
	阿波踊りホール（阿波踊り・集会以外（平日））	午前	8,100	6,400
		午後	10,000	8,500
		夜間	10,000	8,500
		延長	2,000	1,600
	阿波踊りホール（阿波踊り・集会以外（土日祝））	午前	8,100	6,400
		午後	13,000	10,000
		夜間	13,000	10,000
		延長	2,000	1,600
	阿波踊りホール（集会利用（平日））	午前	4,000	3,200
		午後	5,400	4,200
		夜間	5,400	4,200
		延長	1,000	800
阿波踊りホール（集会利用（土日祝））	午前	4,000	3,200	
	午後	6,500	5,100	
	夜間	6,500	5,100	
	延長	1,000	800	
阿波踊りホール（阿波踊り利用）	午前9時から 午後10時まで	700	700	

- 注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後10時までの使用
- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用
- 3 利用料金欄の額は、阿波踊りホール（阿波踊り利用）にあつては、1時間当たりの利用料金

- 4 入場料等を徴収する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。
- 5 区民ホールの舞台のみを使用する場合は、規定利用料金又は規定延長利用料金（前記4の場合は、その額）の8割に相当する額とする。

(8) 公園茶室等

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
大田黒公園茶室	茶室	午前	3,000	2,400
		午後	4,000	3,200
		延長	700	600
柏の宮公園茶室	茶室	午前	5,400	4,200
		午後	7,200	5,700
		延長	1,300	1,000
角川庭園茶室	茶室	午前	600	500
		午後	900	700
		延長	100	100
角川庭園詩歌館	詩歌室1	午前	1,300	1,000
		午後	1,800	1,400
		延長	500	400
	詩歌室2	午前	900	700
		午後	1,200	900
		延長	200	100

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時までの使用

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

3 指定管理者が管理する施設にあっては、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える。

2 体育施設

使用料の単位：円

施設区分		使用区分		使用料	
				現行	改定
上井草スポーツセンター	野球場	—	2時間	3,800	4,700
	庭球場	—	2時間	1,000	1,500
	弓道場	貸切り	2時間	2,600	3,600

	一般	1回1時間	200	300	
運動場（全面）	—	2時間	7,600	9,400	
運動場（半面）	—	2時間	3,800	4,700	
小運動場	—	2時間	1,000	1,300	
体育館（全面）	貸切り	2時間	7,900	8,000	
体育館（半面）	貸切り	2時間	3,900	4,000	
体育館（1/3面）	貸切り	2時間	2,600	2,700	
体育館（1/4面）	貸切り	2時間	1,900	2,000	
体育館（1/6面）	貸切り	2時間	1,300	1,300	
体育館	一般（大人）	1回2時間	200	200	
	一般（小人）	1回2時間	100	100	
小体育室（全面）	貸切り	2時間	2,600	2,600	
小体育室（半面）	貸切り	2時間	1,300	1,300	
小体育室	一般（大人）	1回2時間	200	200	
	一般（小人）	1回2時間	100	100	
温水プール	貸切り	2時間	6,000	6,000	
	一般（大人）	1時間	250	250	
	一般（小人）	1時間	130	130	
トレーニング ルーム	—	1回2時間	400	500	
ゲートボール 場	—	2時間	400	600	
第1会議室	—	1時間	1,000	800	
第2会議室	—	1時間	1,000	800	
高円寺体育館	体育館（全面）	貸切り	2時間	5,900	6,000
	体育館（半面）	貸切り	2時間	2,900	3,000
	体育館（1/4面）	貸切り	2時間	1,400	1,500
	体育館	一般（大人）	1回2時間	200	200
		一般（小人）	1回2時間	100	100
	小体育室（全面）	貸切り	2時間	1,400	1,500
	小体育室	一般（大人）	1回2時間	200	200
一般（小人）		1回2時間	100	100	
荻窪体育館	体育館（全面）	貸切り	2時間	5,900	6,000
	体育館（半面）	貸切り	2時間	2,900	3,000

	体育館 (1/4 面)	貸切り	2 時間	1,400	1,500
	体育館	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	小体育室 (全面)	貸切り	2 時間	1,400	1,500
	小体育室	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	武道場 (全面)	貸切り	2 時間	2,600	2,600
	武道場 (半面)	貸切り	2 時間	1,300	1,300
	武道場	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	第 1 会議室	—	1 時間	600	500
	第 2 会議室	—	1 時間	500	400
妙正寺体育館	体育館 (全面)	貸切り	2 時間	5,900	6,000
	体育館 (半面)	貸切り	2 時間	2,900	3,000
	体育館 (1/4 面)	貸切り	2 時間	1,400	1,500
	体育館	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	小体育室 (全面)	貸切り	2 時間	2,600	2,600
	小体育室 (半面)	貸切り	2 時間	1,300	1,300
	小体育室	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	庭球場	—	2 時間	1,000	1,500
	会議室	—	1 時間	500	400
大宮前体育館	体育館 (全面)	貸切り	2 時間	5,900	6,000
	体育館 (半面)	貸切り	2 時間	2,900	3,000
	体育館 (1/4 面)	貸切り	2 時間	1,400	1,500
	体育館	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	小体育室 (全面)	貸切り	2 時間	1,400	1,500
	小体育室	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200
		一般 (小人)	1 回 2 時間	100	100
	武道場 (全面)	貸切り	2 時間	1,300	1,300
	武道場	一般 (大人)	1 回 2 時間	200	200

		一般（小人）	1回2時間	100	100
	温水プール	貸切り	2時間	6,000	6,000
		一般（大人）	1時間	250	250
		一般（小人）	1時間	130	130
	トレーニング ルーム	—	1回2時間	400	500
	会議室	—	1時間	600	400
	多目的室	—	1時間	600	400
永福体育館	体育館（全面）	貸切り	2時間	5,900	6,000
	体育館（半面）	貸切り	2時間	2,900	3,000
	体育館（1/4面）	貸切り	2時間	1,400	1,500
	体育館	一般（大人）	1回2時間	200	200
		一般（小人）	1回2時間	100	100
	第1小体育室 （全面）	貸切り	2時間	1,400	1,500
	第1小体育室	一般（大人）	1回2時間	200	200
		一般（小人）	1回2時間	100	100
	第2小体育室 （全面）	貸切り	2時間	1,400	1,500
	第2小体育室	一般（大人）	1回2時間	200	200
		一般（小人）	1回2時間	100	100
	トレーニング ルーム	—	1回2時間	400	500
	ビーチコート （全面）	貸切り	2時間	2,000	2,600
	ビーチコート （半面）	貸切り	2時間	1,000	1,300
	ビーチコート	一般（大人）	1回2時間	200	200
		一般（小人）	1回2時間	100	100
第1会議室	—	1時間	1,300	1,000	
第2会議室	—	1時間	1,300	1,000	
下高井戸運動 場	野球場	—	2時間	3,800	4,700
	運動場（全面）	—	2時間	6,000	7,500
	運動場（半面）	—	2時間	3,800	3,800
松ノ木運動場	野球場	—	2時間	3,800	4,700
	庭球場	—	2時間	1,000	1,500
塚山公園運動 場	野球場	—	2時間	2,600	1,300

蚕糸の森公園 運動場	運動場	—	2時間	2,600	1,300
井草森公園運 動場	天然芝運動場 (全面)	—	2時間	10,000	9,400
	天然芝運動場 (半面)	—	2時間	5,000	4,700
柏の宮公園庭 球場	庭球場	—	2時間	1,000	1,500
和田堀公園プ ール	プール	貸切り	2時間	30,000	37,000
		一般(大人)	2時間	400	500
		一般(小人)	2時間	200	250
高井戸温水プ ール	温水プール	貸切り	2時間	6,000	6,000
		一般(大人)	1時間	250	250
		一般(小人)	1時間	130	130
杉十小温水プ ール	温水プール	貸切り	2時間	6,000	6,000
		一般(大人)	1時間	250	250
		一般(小人)	1時間	130	130
温水プール	3,000円使用券	—	—	2,500	2,500
	1,500円使用券	—	—	1,250	1,250

注) 1 入場料等を徴収する場合は、規定使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が規則で定める額以下の場合を除く。

2 管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の使用料は、延長1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、規定使用料(前記1の場合は、その額)の1時間当たりの額(規定使用料が2時間当たりの額として定められているものについては、規定使用料(前記1の場合は、その額)の5割に相当する額)とする。ただし、プール(和田堀公園プールを除く。)の一般使用において使用時間を延長して使用する場合の使用料は、延長30分間(30分間に満たない時間は、これを30分間とする。)につき、規定使用料の5割に相当する額とする。

3 野球場、庭球場、運動場、小運動場、ゲートボール場及びビーチコートの照明設備の使用料は、規則で定める。

4 規則で定める団体が貸切使用する場合は、規定使用料の2分の1に相当する額とする。

5 指定管理者が管理する施設にあっては、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替える。

3 目的外使用施設

(1) 防災会議室

使用料の単位：円

施設区分		時間区分	使用料	
			現行	改定
防災会議室	洋室	午前	1,100	1,700
		午後①及び午後②	700	1,100
		夜間	700	1,100
		延長	200	400

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(2) 男女平等推進センター

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
男女平等推進センター	集会室2	洋室	午前	1,100	1,700
			延長	200	400

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午までの使用

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(3) 区民事務所

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
井草区民事務所	下井草会議室	洋室1	午前	700	
			午後①及び午後②	500	
			夜間	500	
			延長	100	
		洋室2	午前	600	
			午後①及び午後②	400	
			夜間	400	
			延長	100	
	和室	午前	1,100		
		午後①及び午後②	700		
		夜間	700		

西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室	延長	200		
			午前	700	1,200	
			午後①及び午後②	500	800	
			夜間	500	800	
	上井草会議室	洋室 1	延長	100	300	
			午前	600		
			午後①及び午後②	400		
			夜間	400		
		洋室 2	延長	100		
			午前	500		
			午後①及び午後②	300		
			夜間	300		
		洋室 3	延長	100		
			午前	1,100	1,700	
			午後①及び午後②	700	1,100	
			夜間	700	1,100	
荻窪区民事務所	荻窪会議室	洋室	延長	300	600	
			午前	1,500	2,500	
			午後①及び午後②	1,000	1,600	
			夜間	1,000	1,600	
		和室	延長	200	400	
			午前	1,100	1,700	
			午後①及び午後②	700	1,100	
			夜間	700	1,100	
	成田会議室	洋室	延長	200	400	
			午前	1,100	1,700	
			午後①及び午後②	700	1,100	
			夜間	700	1,100	
	高円寺区民事務所	和田会議室	洋室	延長	300	100
				午前	1,300	700
				午後①及び午後②	900	400
				夜間	900	400
和室			午前	500		

	高円寺中央会議室	洋室 1	午後①及び午後②	300			
			夜間	300			
			延長	100			
			午前	1,100	1,700		
		洋室 2	午後①及び午後②	700	1,100		
			夜間	700	1,100		
			延長	200	400		
			午前	1,100	1,700		
		和室	午後①及び午後②	600	900		
			夜間	600	900		
			延長	200	300		
			午前	900	1,400		
		高井戸区民事務所	浜田山会議室	洋室 1	午後①及び午後②	1,300	
					夜間	1,300	
					延長	500	
					午前	2,000	
洋室 2	午後①及び午後②			500			
	夜間			500			
	延長			100			
	午前			700			
洋室 3	午後①及び午後②			400			
	夜間			400			
	延長			100			
	午前			600			
和室	午後①及び午後②			300			
	夜間			300			
	延長			100			
	午前			500			
永福和泉区民事務所	方南和泉会議室	洋室 1	午後①及び午後②	900			
			夜間	900			
			午前	1,300			

桜上水北会議室	洋室 2	延長	300	
		午前	900	
		午後①及び午後②	600	
		夜間	600	
		延長	200	
	洋室 1	午前	500	800
		午後①及び午後②	300	500
		夜間	300	500
		延長	100	200
	洋室 2	午前	500	800
		午後①及び午後②	300	500
		夜間	300	500
		延長	100	200

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(4) 障害者福祉会館

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
高円寺障害者交流館	集会室 1	洋室	午前	2,000	3,200
			午後①及び午後②	1,300	2,100
			夜間	1,300	2,100
			延長	500	800
	集会室 2	洋室	午前	1,000	1,600
			午後①及び午後②	600	1,000
			夜間	600	1,000
			延長	200	400
	会議室	洋室	午前	1,100	1,700
			午後①及び午後②	700	1,100
			夜間	700	1,100

			延長	200	400
--	--	--	----	-----	-----

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(5) すぎのき生活園

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
すぎのき生活園	会議室	洋室	午前	2,000	3,200
			午後①及び午後②	1,300	2,100
			夜間	1,300	2,100
			延長	500	800

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場合の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあつては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(6) 身体障害者通所施設

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
こすもす生活園	ホール	洋室	午前	1,800	2,800
			午後①及び午後②	1,200	1,900
			夜間	1,200	1,900
			延長	400	700
なのはな生活園	会議室	洋室	午前	1,500	2,500
			午後①及び午後②	1,000	1,600
			夜間	1,000	1,600
			延長	300	600

注) 1 時間区分欄の「午前」は午前9時から正午まで、「午後①」は午後1時から午後3時まで、「午後②」は午後4時から午後6時まで、「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(7) 高齢者活動支援センター

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室	夜間	700	1,100
			延長	200	400
	第2講座室	洋室	夜間	700	1,100
			延長	200	400
	多目的室	洋室	夜間	4,800	7,600
			延長	1,800	2,800

注) 1 時間区分欄の「夜間」は午後7時から午後9時までの使用

- 2 時間区分欄の「延長」は、管理上支障がない場合に使用時間を延長して使用する場の延長1時間（夜間を引き続き使用する場合にあっては、45分間。1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）当たりの使用

(8) ゆうゆう館

使用料の単位：円

施設区分			時間区分	使用料	
				現行	改定
ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室	午前	500	800
			午後①及び午後②	300	500
			夜間	300	500
			延長	100	200
		洋室	午前	1,100	1,700
			午後①及び午後②	700	1,100
			夜間	700	1,100
			延長	200	400
ゆうゆう下高井戸館	集会室	洋室1	午前	1,500	2,500
			午後①及び午後②	1,000	1,600
			夜間	1,000	1,600
			延長	300	600
		洋室2	午前	600	1,000
			午後①及び午後②	400	700

			夜間	400	700	
			延長	100	200	
ゆうゆう西田館	集会室	和室	午前	300	500	
			午後①及び午後②	200	300	
			夜間	200	300	
			延長	100	100	
		洋室	午前	1,000	1,600	
			午後①及び午後②	600	1,000	
			夜間	600	1,000	
			延長	200	400	
ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	和室	午前	500	800	
			午後①及び午後②	300	500	
			夜間	300	500	
			延長	100	200	
		洋室 1	午前	1,100	1,700	
			午後①及び午後②	700	1,100	
			夜間	700	1,100	
			延長	200	400	
		洋室 2	午前	300	500	
			午後①及び午後②	200	300	
			夜間	200	300	
			延長	100	100	
		多目的室	洋室	午前	900	1,400
				午後①及び午後②	600	900
				夜間	600	900
				延長	200	300
ゆうゆう阿佐谷館	集会室	和室	午前	1,100	1,700	
			午後①及び午後②	700	1,100	
			夜間	700	1,100	
			延長	200	400	
		洋室 1	午前	600	1,000	
			午後①及び午後②	400	700	
			夜間	400	700	
			延長	100	200	

